

(1) 午前 7 時現在，井原市または居住市町村に暴風・大雨・洪水・大雪の各警報が発令されている場合には，自宅待機とする。

(2) 午前 1 0 時までに井原市の警報が解除された場合は，解除 9 0 分後を目安に授業を開始する。(安全を配慮しながら登校する。)ただし，居住市町村の警報が解除されていない生徒は，自宅待機を継続する。

解除が午前 1 0 時以後の場合は，臨時休校とする。

(3) その他，警報発令の有無にかかわらず，強風，大雨，水害，雪害，公的交通機関ストライキなどのため登校が困難な場合は学校に電話連絡し，許可を受けて自宅で待機する。